

令和6年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和6年3月8日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員	1番 村田 弘行	2番 小菅 康子
	3番 田中 陽介	4番 山本 剛
	5番 木下 伸一	6番 津村 俊二
	7番 石川 恵美	8番 服部 嘉雄
	9番 奥山文市郎	10番 益川 教智
	11番 東郷 克己	12番 山崎 敦志
	13番 山崎 有子	14番 稲垣 誠亮
	15番 荒川 泰宏	16番 橋 俊明
	17番 岩井智恵子	18番 鈴木 市朗

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	病院事業管理者	前川 聡
政策調整部長	布施 篤志	総務部長	川尻 康治
市民部長	長尾 健治	市民部政策監 (文化スポーツ担当)	武内 了恵
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭	都市建設部長	岡崎 慎一
環境経済部長	西村 拓巳	教育部長	馬野 明
政策調整部次長	小池 秀明	総務部次長	井狩 勝
総務課長	山本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	荒川 貴之	書記	辻 義幸

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(山本 剛) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長(山本 剛) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第18番、鈴木市朗議員、第1番、村田弘行議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(山本 剛) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

なお、前川病院事業管理者、駒井事務部長より答弁の訂正を求められており、これを許可いたします。

前川病院事業管理者。

○病院事業管理者(前川 聡) 議員の皆様、おはようございます。

-----、-----、-----

-----、-----
-----、-----
-----、-----
-----、-----

橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 皆さん、おはようございます。

16番、新誠会の橋俊明でございます。今回の質問に当たりまして、3点質問させていただきます。

第1点目でございます。野洲市民病院設計施工者選定支援業務委託について。今年度予算に計上されております野洲市民病院設計施工者選定支援業務委託について伺います。

1点目でございますけども、この業務の予算額と落札額を伺います。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 改めまして、議員の皆様、おはようございます。

橋議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

予算額につきましては、令和5年当初予算に計上のとおり、8,200万円でございます。契約金額は8,140万円でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（山本 剛） ただいま、報道機関の方が見えられましたので、録画、録音等を許可することを申し伝えます。

橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 予算額は8,200万円ということ伺いましたけども、この予算の根拠を伺います。見積りによるものか、それとも積上げ積算によるものか伺います。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

事業者からの見積りによるもので、それを精査したところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） それでは、問2に移ります。

2点目でございますけども、この業務の契約種別を伺います。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 橋議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

契約の方法は随意契約でございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） ただいま答弁より随意契約ということを言われましたけども、地方自治法施行令第167条2項では、随意契約できる定義が定められておりますが、どの号に該当するのか、まず伺います。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） ご質問の件でございますが、本件随意契約の適用条項は、地方公営企業法施行令第21条の14、第1号の規定により委任された、野洲市病院事業契約規程、それが準用する野洲市契約規則第21条の第6号でございますが、その中で事由としては第2号理由の「その性質が競争に適さない」、第2号理由を適用いたしております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 再度、再質をいたしますが、競争入札を行わずに、特定の業者を指定して契約を締結する特命随意契約かどうか、伺います。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 橋議員のご質問にお答えいたします。

この件については、1者を対象に随意契約をいたしてございますので、ご指摘のとおりかと思えます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 野洲市の契約規則では見積りは原則として2人以上から徴取することとなっておりますけど、1者になった理由を伺います。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 橋議員のご質問にお答えをいたします。

ただし書、あるいは特別な場合の定めがあったと記憶してございますが、複数からの見積りを要しない規定に該当しているという判断から、1者随契、かつ1者見積りで契約に至っております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 画面のほうをお願いしたいと思います。ちょっと見にくいので

すけども。

今おっしゃったのが、見積書のところですね。それを見ますと、契約担当者はいわゆる1者で、することを省略することができるかと書いてございますので、そのことをおっしゃったと思います。

それでは、問3に移ります。先ほど地方自治法、公営企業法ともおっしゃいましたけども、地方自治法第234条1項では、随意契約によることができる額を定めておりますけども、工事または製造の請負では250万円、地方自治体では130万円、本市の契約規則でも130万円以下にあることということが定められておりますけども、これから言いますと、この8,200万円というのはこの自治法に違反しているのではないかと伺います。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 橋議員の3問目のご質問にお答えをさせていただきます。

通告の内容を大分、条文等を変更してご質問いただいておりますことから、ご用意させていただいている答弁書をちょっと読むわけにいかない状態になってございまして、フリーハンドでご答弁申し上げますために、お聞き苦しい、あるいは拙い内容になることをあらかじめご了承くださいと思います。

ただいまの申されましたこの金額云々の問題でございますが、先ほどのご質問の中で、議員自らが私に問うていただいた随意契約の適用条項でございます。この金額の限度額以下、規則に定める工事だと130万円、その他業務だと50万円でしたか、物品等々ですと、30万円だったと思うんですけど、そういった金額の以下だから随意契約をしますという条項をそもそも適用していないわけでございます。

私どもが適用したのは、入札が競争入札に適さないという、市の契約規則でよく我々が言う言い方で、いわゆる2号事由と、それに適用しているということを申し上げたわけでございますから、議員が問うておられる金額に反しているのではないかとということにはいかようにお答えしてよいか、ちょっと苦慮するところでございますので、以上、申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 条項によって違うから、いわゆるこの金額の定めはないというふうに理解したらいいわけですね。

野洲市契約規則第21条の2、ここに定められておりますけども、契約手続の手続にお

いてはあらかじめ契約の発注見通し、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準等、また契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況を公表することになっておりますけども、その公表状況を伺います。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 橋議員の4問目のご質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと申し訳ないようなご答弁になるんですけども、ご指摘いただいております本市契約規則の21条の2は、いわゆる随意契約理由のうち、私ども今2号と申し上げましたけども、3号、4号を適用した場合の契約、つまり3号は福祉団体、シルバー人材センターとか、そういった政策的な部分の契約でございまして、4号につきましては、これも政策的理由でございしますが、いわゆるベンチャーと契約を交わす、随意契約、それを対象とした公表の義務規定であったということでございます。

本件の相手方につきましては、福祉団体でもございませぬし、ベンチャーでもございませぬ。いずれにも該当しないことから、ご質問の規定に基づく公表に関しては行ってないと言わざるを得ませぬ。

なお、参考までに申し上げますと、野洲市入札結果等の公表に関する要綱に基づく公表、これも病院事業でございしますので、厳密に読めば、適用の対象外とも判断できるわけですが、行政の運用上、同じように行うべきという認識もございしますので、その要綱に基づく公表についてはその規定に準じて適切に行っているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 今、答弁聞いておりますと、この規定に基づいて公表しているということでしたが、その公表の仕方、手法を伺います。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 橋議員の再質問にご答弁をさせていただきます。

野洲市入札結果等の公表に関する要綱の第4条の規定に基づきまして、契約担当窓口で閲覧に供する方法で行っておるということでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） そのような閲覧の方法でやっておられるということござい

ます。このプラスPM、請負業者でございますけども、プラスPM・シップヘルスケアリサーチ&コンサルティング共同企業体委託につきましては、この市民病院整備に関しまして、かなり委託をされておるといような状況でございます。

私どもの会派のメンバーが契約書等を確認させていただいたところでございますけども、この中で若干引かかるものが、先ほど、8,140万円とおっしゃいましたけども、これは令和5年11月29日から7年2月28日までの契約となっておりますけども。日にちがちょっとあれでございますけど。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） すみません、手元に橋議員がお持ちの書類を私は見てないのと、すみません、当該契約書までここに持参しておりません。ちょっとお答えいたしかねるところをご了解いただきたいと思います。機会があればまた報告をさせていただきたいとは思っています。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 先ほど、冒頭の予算なりあの中で、8,140万円とおっしゃいましたけれども、この委託契約書を見ている限り、令和5年11月29日から令和7年2月28日、これ多分債務負担やと思いますけど、そうしますと、去年の暮れから発注をしたというような8,140万円は、なるのではないかなと思うんですけども。

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。

（午前9時22分 休憩）

（午前9時23分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 私が先ほど1答目で申し上げましたところの答弁のほうを訂正させていただきたいと思えます。

橋議員からご質問いただいているのは、野洲市民病院設計施工者選定支援業務のほうでございます。こちらにつきましては予算額が4,224万円でございます。契約額も同様の4,224万円、同額でございます。私が誤認して申し上げましたのが、現在、既に業務を移ってございまして、5年度の途中から始まっているんですけども、設計の支援業務、そちらのほうと誤認をして、8,200万円と8,140万円という金額を申し上げ

ました。

1 答目のご答弁について訂正をさせていただきたいと思います。その後の答弁については、特にたがうところはないというふうに認識いたしてございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 訂正をしていただきました。このプラスPM・シップヘルスケアリサーチ&コンサルティングの共同企業体の委託を調べてみますと、例えば、野洲市民病院整備基本計画等策定支援業務委託について、これは令和3年8月31日から令和4年3月25日、1,023万円。そして、野洲市民病院整備基本計画等素案修正支援業務委託、これが令和4年8月26日から令和4年12月2日まで399万9,600円。先ほどございました野洲市民病院の整備設計施工者選定等支援業務委託、これが令和4年12月26日から令和5年10月31日まででございます、4,224万円。

それと、先ほど間違えられました野洲市民病院整備に関する設計等支援業務委託、これが令和5年11月29日から令和7年2月28日、8,140万円。これをトータルしますと、1億3,786万9,600円と、多大な経費になるわけでございます。

先ほどからいろいろ確認しておりますけども、これ、特命随契は1者でございます。いろんな参考資料なり、検索で調べてみますと、この特命随契はデメリットとして業務量の金額の妥当性が問題となる。2社でございましたら、当然低いほうが価格となりまして、業務量の妥当性が当然確保されますけども、随意契約のデメリットを検索エンジンで調べてみますと、やはり自由競争を害さない随意契約では、官民の癒着や何らかの不正が生じやすいといったリスクもあるということでございます。

随意契約では不正競争を疑われないことが重要と言われておりますということが、ここに書かれておりますので、そんなことはないと思いますけども、今後もますますそういった面で、不正競争が疑われないようなことをお願いしておきます。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 橋議員のご質問としか言いようがないんですけども、ご指摘、ご指南について、答弁としか言いようがないんですけども、答弁させていただきたいと思います。

当然、おっしゃるとおり、特命随契に関しては見積り等々も1者であるケースが多ございますし、ご指摘のような検索結果に書かれているようなことが危惧されることは一般的

にご指摘のとおりかと存じます。

今回の場合でございますが、2号理由をなぜ適用になるのかというところでございますが、この2号理由は、改めてになります、その性質または目的が競争入札に適さないものでございますが、これは病院整備という特殊な事情に鑑みて、特にコンサルテーションの一貫性が求められるため、競争入札は適さないということが、さらに具体的な理由でございます。

実際、これがためにこの事業に関する全ての業務の仕様書には、本業務に続き、何々業務を発注する予定であると。例えば、今、順番に時系列でご説明いただきました基本設計修正業務、あるいは基本設計業務であれば、その仕様書の中に、あらかじめ成績がよければですけども、成績がよければ、業務成績がよければ、次に予定している、今回ですと、選定支援業務を発注する予定であり、当該業務の取り組みに支障がない場合は、本業務受注者と随意契約を締結することがあるということをそれぞれの仕様書に明記をして、契約に至っております。

実は、これに関しては本市がというか、本事業が特にいたしていることではなくて、他市の病院事業もしかりでございます、病院整備に係るコンサルテーション契約の常識と申し上げてよい状態でございます。

参考までに、前市長のもとで行いましたAブロック病院の事業の際も、これは私がきっかけをつくったんですけども、平成27年の基本計画を修正する業務がございました。平成26年度に策定された基本計画が20年以上たっても赤字のままだという業務の収支の見通しでございましたので、前市長から何とかこれを5年以内で、5年以内というか、明確におっしゃったかどうか記憶していませんが、もう一度精査をして適正な収支見通しに修正しなさいという指示がございましたので、これを受けて担当者の1人としてその業務に取り組んだ際に行った業務、これは病院システムというコンサルタント会社に委託をいたしております。

この病院システムというコンサルタント会社に平成27年の秋ぐらいからだったと思いますけれども、基本計画を正しい収支計画に直すための修正業務から基本設計、そして実施設計、入札準備、不調になりましたので、再入札の準備、こういった約5年間、様々な業務がございましたが、その全てをAブロックのとき、前市長のもとでも市政のもとでも、この病院システムという同じ医療コンサルに、私が申し上げた同じ理由、仕様書に記入する、同じ手法で5年間随意契約をやって、令和2年度までやってきてます。

その令和2年の途中で契約が途中で解約になったということでございますので、今やっているこの手法と、良い悪いを申し上げているのではなくて、今やっているこの手法と過去にやられてきた手法、それと申し上げました他市の病院整備でなされている手法、全てかどうかは悉皆の確認はできておりませんが、平成27年の年度のときに私が複数の病院整備を行った実績を持つまちに確認したところ、そういう手法を取っておりましたので、同じやり方を踏襲しているということでございます。

繰り返しになりますけれども、病院コンサル契約の定石、常識になっているというのは間違いなことかと思えます。

このコンサルテーションを入札になじまない業務と位置づけてやっております他の契約を例を挙げますと、私の業務で一番身近なところに関して申し上げますと、訴訟に関しての支援弁護士の委託料、これも同じでございます。今回も大津地裁で、先般ございました第一審は原告の訴えを棄却という判決が出たわけでございますが、その後に原告から控訴、大阪高裁のほうに控訴がなされました。臨時議会で予算をお認めいただいたとおり、その提案理由の中でも申し上げておりますが、大津地裁の第一審でお世話になりました益川総合法律事務所のほうに、この大阪高裁における控訴審についても業務の継続性が必要であるということから随意契約、これ、全く同じ条項でございます。随意契約で引き続きお願いをしているということでございます。

弁護士はよいが設計はあかんというような論理はよもや主張はされないとはいえませんが、病院の設計については、最初、取っかかりでお取り組みをいただいて、よい実績、成果を上げていただいたコンサルタント会社には基本的には継続性を維持するために、当該コンサルタント会社に随意契約を順次していくというのは一般的なことというふうには認識してございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 駒井さんの答弁を聞いていますと、長い医療業界といいますが、その分野の中でそういったものは定石になっているという答弁でございました。

1点気になったのは、恐らく仕様書の段階やと思うんですけど、それが良かったら今度の随意契約、こういう業務には、恐らく業者さんを選定しますよというのは、ちょっとこれは先走りをし過ぎているのではないかと、いわゆる私からとったら、まさしく医療業界の悪いところを引き継いでいるのではないかなというふうな解釈をしてしまう人がいるので

はないかなということで、できましたら、今後はそういうところは外すべきではないかな。
これは私の個人的見解ですよ。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 橋議員のご質問の中で個人的見解とお断りをいただいた上で、今後はそういうふうにするべきじゃないんじゃないかというご指摘でございますが、私としましては当該業務を継続的かつ安定的、早期に進めるためには、この方法を一段繰り返していく、終盤には差しかかっておりますけれども、繰り返していくしかないというふうに考えております。

なぜ、わざわざ仕様書に書くか。これは先ほどもちょっと読み上げましたけれども、「本業務に引き続き何々業務を発注する予定であり」と、これは客観的事実でございますね。

「本業務の取り組み状況に支障がない場合は」、要するに成績がまあまあな場合はということでございますけれども、「本業務受注者と随意契約を締結することがある」という言い方をしています。

なぜかと言いますと、これは平成27年の当時、病院システムに私が随意契約でお願いをした際、もとい、あの当時も、すみません、ちょっと話、間、挟みますけれども、ちなみに今回のプラスPM・シップヘルスリサーチの企業体についても、最初から随意契約ではございません。最初は、私ちょっと担当してなかったんであれですけども、恐らくプロポ、プロポも随意契約の一種でありますけれども、それなりの内容の競争なり、価格の妥当性の評価を基にそこに最初は決まっているのは間違いない。

その後の、次の業務、次の業務になぜこういう形でやっていくかということ、こちらとしては、業務の継続性というところで、必ず必要だという認識、先ほどの一審と二審、裁判の支援と同じ話ですけども、裁判もそうですけど、より膨大なデータをそれぞれの業務の際にもう既に蓄積しています。だから、次の業務が円滑に支援できる、安く支援できるという道理なんですけども。

もう一つは、こういった担保が一定示されていないと、コンサルタント会社もその業務を引き受けられないというものでございます。そういったところから仕様書に書くことになっているということを、もう10年近く前になりますけども、平成27年当時、関係者から教示を受けた記憶がございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 今の答弁を聞いていますと、当初はやはりプラスPMをプロポーザルの入札で、そのときは恐らく昔、忘れてはるかな、何者、プロポーザルに応募した件数は分かりますか。

○議長（山本 剛） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明） その当時、担当してましたので、お答えをさせていただきます。
1者でございました。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 前々任者まで引っ張りだしまして申し訳ございません。

やはり、病院の特殊性、継続性、これ私も十分理解いたしますけども、仕様書の中に縛ってしまうというのは、本来はやはり私としてはおかしいのではないか。そこまで、いわゆる縛ってしまうのはいろいろ問題があるのではないか。

これは他の入札なら許されないと思うんですよ。だから、そこら辺は特殊性というところを考えましても、勘案しても少し踏み込み過ぎではないかなと私は思います。

再質、行きますけども、この一番最後に言いました野洲市民病院整備に関する設計等支援業務委託、これは5年11月29日から令和7年2月28日、先ほど申し上げましたこの工期から考えますと、債務負担であると思われましますけども、業務委託料が8,140万円でございますけども、設計施工業者も熊谷グループに決まりました。あとは粛々と工事が進められるのではないかなと私は思っておりました。そんな委託料が、この段階で出てくるとはこれは想定しておりませんでしたので、1年3か月でどのような支援業務の業務委託で、このような8,140万円になるのか、それを伺います。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 橋議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、唐突にというような感じで驚いたということをおっしゃっておられますけれども、本件業務に関しましては、基本計画の段階から額がちょっとこの額であったか私の手元にないから分かんないですけども、これぐらいの額を掲げてございます。項目としても明確に掲げていたと記憶してございます。違ったら、また訂正させていただきますけど、説明も間違いなくさせていただいております。

何が、なぜ必要なのかということなんだろうと思うんですけども、我々の病院事務部、新病院整備課のほうに一級建築士なり、あるいは病院のそういった整備の、いろんな資格ありますけど、運営等々の資格ありますけども、そういった職員を直営で何人も雇えてい

たら、こういった業務は必要ないのかもしれませんが。

ところが、当院で雇用しております一級建築士は課長の上杵1人でございます。過重な負担がかかっているだろうと、日々、懸念しておるわけでございますが、彼1人では1万6,000平米以上の病院の整備に関して、当然、賄い切れないものでございます。

設計支援、設計というのは、いわゆる議員ご承知のような積算、ハードものの積算であつたりとか、図面、線引っ張つたりするものをイメージされるんですけど、この病院に関しては、例えば、医療機器の運用をどういう形でやっていくのかであつたりとか、器具を家具をどういうところに配置していくべきであるのかとか、あと、売店であるとか、そういった運用に不可欠なツールをどうやって設計と合わせて調整していくのかといった様々な業務がございます。

積算で、1人に日額、技術員であるとか、ご承知いただいていると思いますけれども、そういったランクに応じて、日々の直雇の中で日当というんですか、そういうのが定まっているというのをご承知いただいていると思いますけれども、到底、直接雇用できるものではございませんので、支援会社のほうに支援をお願いしている。

私、今確認しているところでは、今の我々の病院を支援いただいているチームは、この業務に、全員かどうか分かりませんが、専従をしていただいているチームでございますので、人を雇えればよいんですけれども、そういった人材がないところから、コンサルタンツ会社に委託の方法をお願いをしているということでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） このプラスPMのホームページを見てますと、やはり、今、業界の先端を走っておられる、いわゆる心強いメッセージが伝わるんですけど、一方では、やはり、先んずる者は打たれるという表現もございますので、場合によっては強引な手法とも受け取れんことはない。

ただ1点、この間、設計の変更をやられたときに、この手法を考えたのはこのPPMのコンサルですか。駒井さん自身、いわゆる執行者側が考えたんですかと質問したときに、いや、これは私どもが考え出した、方策であるということを知りました。これは私の想定しておった、これはもう、コンサルが完全に関わって、こういう専門的な知識をフルに活用して出してきたかなど。その原案を考えたのは担当者だったということでもございました。

その一面では、心強い判断されたなというふうに思った次第でございます。ただ、設計

施工者一括発注でございますので、もう肅々と工事を進めるだけだというふうに、私どもは受け止めてましたので、8,140万円はあれというふうに、もう説明が長いから……。

先ほどの説明で、ある程度、もう理解しましたので、それでは問5に移っていきますけども、これも非常に今まで担当者が、議員さんがされておりましたけども、地方自治法では第234条第1項において、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と記載されております。

したがって、当局が主張されます変更契約は随意契約とみなされるのではないかなと私は判断したんですけれども、よって、変更契約と主張している33億8,445万円は、地方自治法では随意契約とみなされ、これも地方自治法に違反するのではないかなということ伺います。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 橋議員の5点目のご質問にお答えをいたします。

今回のご質問について、いかなるものを参照しておっしゃっておるのかは存じませんが、改めて整理をさせていただき、答弁といたしたいと思っております。

33億8,445万円の今回の契約は随意契約とみなされるとおっしゃっておられますが、11月に、総合評価一般競争入札により締結された本件契約の契約手法におけるその性質は、今回の契約の変更を行った前と後においても、いささかも変遷、変更するものではなく、依然、総合評価一般競争入札により締結された契約であり続けているわけでございます。

別の表現で申し上げますと、変更契約と言われることから、あたかも原契約とは別の契約が締結された、その契約を1者と交わしたわけだから、これは随意契約なのではないかという論理をおっしゃられると思料するんですが、さにあらずでございます、今回我々が行ったのは、原契約の契約に基づき、原契約の中で行った原契約の変更という当事者甲乙の同意に基づく民法上の手続でございます。

よって、便宜上、変更契約書なるものは取り交わしてございますが、新たな契約が存在していないわけでございます。そうである以上、今回の契約手法を違法であるとか違反であるとか、るる論じられていることを承知いたしておりますが、そもそも論じる対象の契約が存在していないわけでございます、空想の類いを議論されていると申し上げざるを得ないというように感じるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 今回の一般質問で、よく引き合いに出されます契約ハンドブックですか、これを見てますと、駒井さんおっしゃるとおり、この契約の変更に関する原則はあくまでも契約の変更であるというのがハンドブックで位置づけされております。

その変更の中の種類がいろいろと制約されておりますけども、例えば、契約金額を変更する場合、それとか追加契約、いわゆる目的物の数量等を追加する場合とか設計変更、これは特別な天変地異の、によりまして、設計変更せざるを得ないということでございますけども、こういうことを考えられるということが契約ハンドブックの中でうたわれております。

これを見ますと、この追加契約、新たに機械設備を発注されるということで変更契約に加えられた。これを見てみますと、ハンドブックの356ページですけども、既存の契約に追加する追加契約、いわゆる既存の契約に追加して本体契約の相手方と締結する随意契約というところが書かれておりますので、私はこれを申し上げておりますので、この変更契約の一つの場合であるからという位置づけされておりますので、ただ別に発注する随意契約ではないけども、契約ハンドブックはこの随意契約という表現の仕方をしているということを私は言いたかったのでございます。決して間違いであるということではございませんので。

ただ、この契約ハンドブックも、これ見ていますと、昭和51年、かなり古い、その後追加されとるかは別としまして、第1グループから発表されておりました、昭和51年が最初の頃でございますので、そうか、これは令和5年、令和5年になってございますね。訂正します。令和5年になりますので、その辺のことを書き加えて訂正されておりますけども、その中でこのような表現がされておる、この表現にこだわっただけでございますので、あえて申し上げます。

それでは時間もございませんので、第2問目に移っていきたくと思います。

第2点目は、野洲クリーンセンターの今後の動向についてであります。昨年12月24日付けの中日新聞において、野洲市クリーンセンターが位置する大篠原にとって衝撃的な記事が掲載されました。栗東市のごみ焼却施設でございます、環境センターが2028年3月末で稼働期限を迎えますが、環境センター建て替えをめぐりまして、栗東市は現在の場所のまま、施設を更新する方針を固めたというのであります。

そもそもこの栗東市の環境センターは2003年に稼働したもので、施設の整備時には

市と地元自治会が稼働期限を迎えた後は別の場所で建て替えることを盛り込んだ契約を締結されましたが、栗東市は現在地が建て替えの最適地との理由で方針を一転いたしまして、自治会の意向を今現在尋ねているという段階でございます。

一方、地元自治会は生活にはどうしても必要な施設だから仕方がないと、栗東市に対して理解を示しながらも、当時の契約をほごにしているのか、疑問を感じる住民もいると複雑な心境を打ち明けております。

建て替えを巡りましては、栗東市が21年度に実施した候補地の公募に、自治会からの応募はゼロであったことから、市は候補地の選定をはじめ、土地の形状や周辺道路の状況などから7か所を選んで、現位置を含めた8か所を比較したところ、地震や水害といった防災面や用地取得造成工事、水道や電気の整備を改めてする必要がないために、経済面の評価も現位置が最も高くなったと。

この記事の最後に、約束を守ることは人間関係の鉄則である、約束を破るとは信頼関係を大きく揺るがすことになる、最初から守れない約束だったのではないかと疑問に思う住民がいてもおかしくないと締めくくっております。

一方、我が市の野洲クリーンセンターでは、同様に基本協定書を締結し、今回は別の所で焼却施設を整備することが盛り込まれておりますが、栗東市でこのような事態となると、その影響が様々な面で及んでくることが懸念されるところであります。

しかし、栗東市と根本的に異なるのは、野洲市一般廃棄物処理施設条例第3条の「施設の更新」において、「市長は、中間処理施設を新規で更新する場合は、中間処理施設が設置されている大篠原地域以外に設置するものとする。ただし、行政区域の変更その他の社会情勢の変化があったとき、又は大篠原自治会が中間処理施設の設置に関し受入れを表明したときは、この限りでない。」と定めております。

現在の施設は、2016年11月に供用開始をしておりますして、25年後の2042年3月に稼働期限を迎えることになります。

そこで稼働期限まで残り18年あるものの、当初は16年8か月と書いておりますけども、これ計算しますと、18年でございますので、あるものの隣接の栗東市では中間処理施設を取り巻く状況が変わりつつございます。

大篠原でも世代交代が進めば、我々が経験した苦しい選択も分からなくなり、栗東市と同じ轍を踏む可能性も考えることから、現時点での中間処理施設に対する市の考えを市長に伺います。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 議員のみなさん、改めましておはようございます。

橋議員の野洲クリーンセンターの今後の動向についてのご質問にお答えをいたします。現時点での中間処理施設に対する本市の考えでございますが、議員がご存じのとおり、稼働期間及び次のクリーンセンターの設置場所につきましては、大篠原自治会と本市との新野洲クリーンセンターの更新整備に関する基本協定書第4条第1項に、新センターの稼働した日から起算して25年を満了する日の属する年度の3月31日までとすると規定し、また、同条第2項におきまして、新センターの稼働後に新たに整備する施設の位置は大篠原地先以外とし、市はその旨、市条例において定めることを検討すると規定いたしております。

市はこの基本協定書を受けて、野洲市一般廃棄物処理施設条例の第3条第1項で、当該中間処理施設が稼働した日から起算して、25年を満了する日の属する年度の3月31日までとする。また、同条第2項におきまして、大篠原地域以外に設置するものとして定めております。

したがって、基本協定書及び施設条例に基づき、稼働期間は25年間とし、次のクリーンセンターの設置場所については大篠原地先以外と考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） ありがとうございます。

大篠原ではそのことが非常に心配しておりまして、これがその新聞でございます。画面映してもらえますか。ちょっとこれ見にくいんですけど、これ、クリーンセンターの事務所の横にございますそのスペースに、今そういう焼却施設の経過が、ちょっと見にくいんですけど、書かれております。

当初は、昭和60年ぐらいかな。私が役場に入ってしばらく建設にいましたので、大篠原の条件が下されました。その条件、いわゆるこの道を舗装してくれとかそういう様々な条件で、年末の忙しい、年末休暇のときに、大篠原のいわゆる山のほうまでいろいろ測って、測量いたしました。ポール横断やレベル横断をしてやった覚えがございます。

2回目のときにも、様々な難しい問題がございました。何でそれを受けんねんという、住民総会でもいろんな意見が出ました。最終的には挙手で判断するとよかったんですけど、反対意見がある程度特定されるということが区民総会でも言われまして、住民投票らしき

ものでやって、最終的には誘致を、言われた時にはやむを得ないという判断になったわけ
でございますけども、そのとき、やはりこの大篠原自治会は、大篠原以外で設けますと、
この一言が、やはり皆さんの大篠原の住民に大きくやっぱり影響したと思います。

ただ、もうあと18年になりますと、もう世代がころっと変わってしまいます。どのよ
うな判断をされるか、それは次の世代に判断をしていただけたらいいかなと、私自身は思
っております。恐らく18年もたてば様々なものが変わってくると思いますので。

それでは、次に2番目に移ります。今後、人口減少が進み、消滅する自治体が増えてく
ることを考えれば、中間処理施設なども広域単位で考えるべきと思いますが、市長の考え
を伺います。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 2問目の広域化に対する市長の考え方という問いにお答えをいたし
ます。

湖南地域におきましては、し尿は湖南4市で、斎場は守山、野洲の2市で広域により処
理を行っております。ごみ処理についても施設更新の時期が合えば広域化も有効な手段と
考えております。

現状につきましては、草津市の新クリーンセンターは平成30年3月、守山市の新環境
センターは令和3年10月に更新されており、栗東市の次期環境センター更新は現在、先
ほど申されたように検討中であり、4市で施設更新の時期が異なっております。

このことから現時点では、本市単独での施設整備になるものと考えております。また、
並行して、広域化の可能性の検討についても続けていくよう考えております。

橋議員おっしゃいましたように、私は広域化に持っていくべきだというふうに考えてお
りますので、今後も湖南4市、近隣で言いますと、近江八幡、隣の竜王も含めて、広域化
という点で検討していくべきではないかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） ありがとうございます。

おっしゃるとおり、市長の提案でございます近江八幡もクリーンセンターが設置された
ところでございますので、やはり、特に湖南4市につきましては、いろんな難しい問題を
抱えながらも、次の世代の、次のことも考えておられますので、先ほどおっしゃいました
整備時期が間に合えば、うまいこと調整できれば、ただ、これも至難の業だと思うんです

けども、一方では高島、彦根では、現在の整備状況、クリーンセンターの整備状況だけでもまだ定まっていないという難しい問題がございます。

広域で受けるとなれば、また、受ける自治会自体がその分たくさん関わることになりま
すので。彦根や高島のようにいろんな問題が出てくると思います。これはもう今後の議論
に委ねていきたいなと思っておりますので、また、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3番目でございます。産業系市街地拡大検討区域の計画等策定委託について
お尋ねをいたします。

令和5年度予算におきまして、款商工費において産業系の市街地拡大を今後検討する区
域において、雨水排水の現状調査や必要調整池の検討する目的で、計画等策定委託料37
8万4,000円が計上されております。

年度末でもあり、急ピッチで業務が進められているものと推測をいたします。

そこで問1、この業務委託において、今回リストアップされた箇所名、検討区域の面積、
並びに必要調整池の容積、面積掛ける高さを伺います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） 議員の皆様、改めましておはようございます。

それでは、橋議員の1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘の調査につきましては、昨年12月に完了しております。その結果に基づいての
お答えとさせていただきます。

調査の対象につきましては、市内の3エリアを設定いたしました。いずれも第2次野洲
市総合計画及び野洲市都市計画マスタープランで、産業系拡大市街地圏域に指定されてい
るエリアでございます。洪水調整池の検討は滋賀県土木交通部河港課が平成14年に策定
をいたしました、「開発に伴う雨水排水計画基準（案）」の規定に従い、50年確率の降雨
強度で算定をしております。

また、土地の利用の有効性や経済性を踏まえ、総合的な観点でポンプアップ方式により
設置した場合の結果でお答えをさせていただきます。

数値につきましては、概算でお答えいたしますので、ご了承のほどよろしくお願ひをい
たします。

それでは、まず1か所目、1つ目でございますが、大篠原の鷺坪エリアでございます。
検討面積につきましては5.8ヘクタール、洪水調整池の面積は3,900平米です。貯
水量は9,800立米でございます、池の深さは2.5メートルとなります。

2つ目につきましては、市三宅エリアでございます。検討面積につきましては30.3ヘクタール、対象区域は一団のエリアではございますが、こちら友川と比江川の流域ごとに調整池を設けることとなりますので、2か所必要となります。2か所合わせた洪水調整池の面積につきましては1万1,400平米、貯水量につきましては2万4,800立米、池の深さは2.2メートルでございます。

3つ目は、電車基地と新幹線の間広がります祇王エリアでございます。検討面積につきましては全体で38.4ヘクタール、こちら一団の土地ということになりますが、広域になるためエリアを分断いたしております市道で区切りまして、3つのブロックで検討させていただいております。

まず、南側のブロック、こちらは富波乙地先となりまして、以降、中央、北側という形でご説明をさせていただきます。

検討面積南側でございますが、検討面積につきましては13.5ヘクタール、洪水調整池の面積につきましては9,900平米、貯水量につきましては2万1,600立米、池の深さは2.2メートルとなります。

続いて、中央のブロックのほうでございます。こちらにつきましては、検討面積が14.3ヘクタール、洪水調整池の面積は1万600平米、貯水量は2万3,300立米、池の深さは2.2メートルとなります。

続いて、北側のブロックでございます。検討面積につきましては10.6ヘクタール、洪水調整池の面積につきましては2,900平米、貯水量につきましては6,200立米、池の深さは2.2メートルでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 詳細な報告をありがとうございました。

今、3つの地域に調整池等の報告を受けたところでございます。問2に移っていきます。産業系市街地拡大を今後進めるに当たりまして、次に、想定されているステップとして、令和6年度において、道路アクセス調査設計等が計上されておりますが、その他、今後考えている調査があるか伺います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、橋議員の2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

産業系の市街地拡大を行うためには基本的なインフラ整備が必要となります。まず、治水に係る排水処理の検討、そして工業団地への進入路の整備が重要となります。大型車両などが安全にアクセスできるルートや交差点の規模などを調査し、必要な改良、あるいは改修に向けて検討する必要があると考えております。

そこで、令和5年度におきましては、産業系拡大市街地圏域の具体化を図る上で、先んず必要となります排水対策を検討させていただいたところでございます。令和6年度におきましては、道路アクセス上の課題を改善策として検討すべく調査を実施する予定をしております。

議員ご指摘の今後の調査についてでございますが、現段階では具体的な開発の提案がございませんので、調査の項目やその時期については未定でございます。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） ありがとうございます。

今、答弁を聞いておまして、いわゆる企業誘致をしたいという企業からの提案がまだ来ていないということで、いささか寂しい思いでございますけれども、ここ近年、近年といってもここ年明けた前後ぐらいから、連日、熊本県の菊陽町、この町が非常にクローズアップをされております。台湾のいわゆる半導体企業が来たことによって、大きく町が様変わりをしているということが取り上げられております。菊陽町においては地域活性化にも大きく寄与されております。

本市の産業拡大につきましては、現在、市の今後の発展に大きくプラス要因となりますので、企業誘致推進に係る職員の健闘を大いに期待いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（山本 剛） 暫時休憩いたします。再開を10時35分といたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、通告第13号、第7番、石川恵美議員。

石川議員。

○7番（石川恵美議員） 創政会、7番、石川恵美でございます。ラストバッターを務めさせていただきます。最後までどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、3問、質問をさせていただきます。

まず1番目、おくやみコーナーの開設とワンストップ化について。今回、親族を突然亡くし、初めて直面した体験を基に質問をさせていただきます。

まず、死亡届を出すと、この「おくやみハンドブック」と「死亡届に伴う手続について」という用紙を頂きます。これさえあればそれに沿って手続を進めればいいので、ありがたいなと思いましたが、中身を確認させていただきまして愕然といたしました。

個人差はありますが、介護保険証の返還や名義変更など、多いと20種類に上り、役所の各課を10か所以上訪れなければいけないこととなります。人一人この世からいなくなったときの手続は一気に押し寄せてきます。私事だけではなく、大切な家族を亡くして、気持ちも落ち込んでいる最中でのこの煩雑な手続は遺族にとっては非常に大きく負担が生じております。

そもそも、頻繁に起こることではないため、どのような手続を行えばよいかなど分からない点も多いはずです。また、いざ役所に行っても各手続で担当する窓口が異なり、この不安は計り知れません。日本の他市町はこうした遺族の疑問や負担を解決するため、死亡に伴い発生する手続をワンストップ化で支援するサービス、おくやみコーナーの窓口の設置をしております。

令和2年5月より、政府はガイドラインを設置し、全国の自治体で導入が進んでおります。そこで調べてみましたが、滋賀県でも予約制ではありますが、大津市、守山市、栗東市、湖南市をはじめ、多くの自治体が市役所内の手続をできるだけ1つの窓口で行えるよう、住民課内に開設しているということです。

市民のための市民のサービスとして必要なことだと思いますが、問1になります。野洲市としての見通しはございますでしょうか。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） それでは石川議員のおくやみコーナーの開設とワンストップ化についてお答えさせていただきます。

野洲市では、現在、出生届や転出・転入届など、届出人本人が窓口に来庁されている届出につきましては、関係所属職員が市役所に来庁された届出人のもとへ出向き、手続を行うワンストップ化を行っております。

ただ、亡くなられた場合は故人それぞれの歩まれた人生により該当する手続が異なることや死亡に関する戸籍届出は、届出人本人ではなく葬祭業者など使用者の方によるものが多いことから、届出時に一般的な手続が掲載されています、議員のお持ちになっておられたやつですが、おくやみハンドブックをお渡しし、後日、市役所内の関係所属へ情報を共有した上で、ご家族の方へ死亡に伴う諸手続という案内文書を送り、関係手続の支援を行っているところでございます。

また、野洲市のホームページには、死亡届に伴う手続ガイドを掲載しており、約3分程度で終わる質問に回答いただくことで、その方に見合った手続を確認することができます。おくやみ窓口を設置している近隣市に確認したところ、1件の対応時間は1時間前後であると聞いておりますが、その間通して対応するための場所や行政全般に習熟した職員、これはお亡くなりになった方が人によっていろんな課、2つ、3つの課もあれば、議員ご指摘のとおり、10個ぐらいの課もある、いろんなことがありますので、やはりそれを全部習熟した職員ということでございます。が、困難であるため、当市におきましてはおくやみ窓口の設置につきましては、今後の総合的な窓口体制の中で、必要に応じて選択肢の一つとして考えていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 石川議員。

○7番（石川恵美議員） 問2番に行かせていただきます。

先ほども、部長の回答にもありましたとおり、支援はいろいろとしていただけるんですけども、一つひとつの課を行かなくてはいけない。市民の方、私も含めてなんですけれども、これをどこの課に持っていくんやとかそういう難しさもあって、課に聞いて、それはどこどこです、ここですよと言われるのではなくて、一本化にここ行って、ここ行って、ここ行ってくださいねというのも一つの皆さんが持っておられるものを1人の職員さんに対応していただくということが、これからのワンストップ化につながるのかなというふうには感じてはいるんですけども、野洲市は今、行財政改革の最中ではありますので、こういった市民サービスは市民にとってはとても大事で、早急に設置すべきだと思いますが、業務準備や予算的にも人材的にも難しいところはあると思いますが、検討していただけるということでございますが、実現に向けて難しいのでしょうか。お聞かせください。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） それでは、石川議員の2点目のご質問にお答えさせていただきます。

ます。

石川議員のご質問の中にありますように、野洲市は現在、行財政改革の途中ではございますが、それ以外にも、先ほど申し上げましたとおり、行政全般に習熟した職員の確保も必要になります。

そこで、議員ご質問のコーナー以外の手法も含めて、市民への利便性確保や職員の負担軽減の観点から総合的な窓口対応について関係所属と考えていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 石川議員。

○7番（石川恵美議員） 3問目に行きます。メリットもあるんです。取り入れている自治体では、部署横断の情報共有を可能にしたことで、市民の待ち時間が最大40%削減できるというデータもありました。働き方改革の一環にもなると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） それでは、石川議員の3点目のご質問にお答えさせていただきます。

さきの質問にもお答えさせていただきましたが、市民の利便性確保や職員の負担軽減の観点から、議員ご指摘のシステム導入の必要性も含め、関係所属にておくやみ窓口に限らず、行財政改革の一環として窓口全体の効率化について検討していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 石川議員。

○7番（石川恵美議員） やはり、市民の要望に寄り添うのは必要なことだと思います。親身になって寄り添いながら、課題を解決することは安心のまちづくりにつながりますので、もっと行きやすい、分かりやすい業務内容で進めていただきますようお願いいたします。

では、2問目に行かせていただきます。市内における公共交通についてです。先日の議会全員協議会において、野洲市公共交通計画のパブリック・コメントの結果について報告がございました。

同計画の最終的な内容については、3月の議会全員協議会で報告いただくとのことですが、近年、進行しつつある少子高齢化の中、市民生活にとって移動手段の確保は生活をし

ていくのに、最重要の課題だと思っております。

その一方、いくら最重要の課題で必要性が高くても限りある資源でございます。公共交通施策だけに無尽蔵に投入できるものではないと思っております。また、近年、全国的にも運転手の人材不足についても大きな課題となっております。これらを踏まえて質問させていただきます。

問1、現在、野洲市内間移動に関する公共交通の大きな課題についてお尋ねします。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） それでは、石川議員の市内における公共交通についてのご質問、1点目のご質問にお答えさせていただきます。

野洲市内における公共交通を担っているのは、主として民間路線バスやコミュニティバスですが、議員ご質問のとおり、いずれも慢性的な運転手不足や採算上の課題を抱えております。

最初に、バス運転手不足でございますが、市のコミュニティバスについては、現時点では辛うじて必要な運転手は確保しております。令和6年4月に実施予定のコミュニティバスのダイヤ改正の要因は、運転手の労働環境改善を目的としたバス運転手の労働時間等の基準に関する改善基準告示の令和6年4月からの適用によるもので、民間路線バスにつきましても、先日の服部議員のご質問にお答えさせていただきましたとおり、減便とかございまして、バス運転手不足、労働改善による減便、ダイヤの変更等が行われております。これも今後の大きな課題と認識しているところでございます。

次に、採算上の問題でございますが、年々コミュニティバスの乗客数は増加しており、令和6年2月末の乗客数から推測すると、今年度につきましては過去最高の約6万6,000人程度と見込んでおります。これは少子高齢化の進行による運転免許返上者数の増加や民間路線バスの減便等が主な要因として想定されますが、これに伴い、市としても市民にとって適切な交通手段を確保する観点から、必要に応じてダイヤ改正や路線等の見直しを行っており、投入する予算も年々増加する傾向にございます。

今後、利用される市民の市内の公共交通に対する需要につきましては、不明確な部分もございますが、増加する可能性は高く、需要に対する対応の増大は投入する費用の増大にもつながり、そのバランスについては大きな課題と認識しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 石川議員。

○7番（石川恵美議員） 運転免許の返上者も多くなっているんですけども、ニュースで見ると、いたたまれない事故が高齢者によって、踏み間違いの事故とかもありますので、こういった安心をつくるまちとして、やはり交通のこういう機関は大事だとすごく感じております。

問2に行きます。近隣市も同じような課題を抱えているとは思われますが、どのような状況か把握されていますでしょうか。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） それでは、石川議員の2点目のご質問についてお答えさせていただきます。

運転手の待遇改善や不足についての課題は全国的な課題であり、他市においても本市と同様の状況にあると考えております。

野洲市の場合は、今年4月にその関係でダイヤ改正しましたが、他市の場合も去年から徐々にダイヤ改正を行っておりますので、そういうことから同様な状況というお話をさせていただいております。

また、市によって採用している公共交通施策が異なることから、単純に比較することは困難でございますが、いずれも必要な財源の確保には苦慮しており、コミュニティバス以外の公共交通政策も含め、試行錯誤されているとの認識でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 石川議員。

○7番（石川恵美議員） それでは、3問目に行かせていただきます。今後の野洲市内の公共交通について、市としてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） それでは、石川議員の3点目のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご質問のとおり、近年の少子高齢化社会において、市民生活にとっての移動手段確保は生活をしていくためにも最重要な課題である一方、いくら必要があっても、議員おっしゃっているとおり、限りある財源であることから、公共交通施策だけに無尽蔵に投入できるものではないと考えております。また、さきにもお答えさせていただきましたとおり、全国的なバス運転手不足についても大きな課題となっております。

市としては、積極的にコミュニティバスの利用者の拡大を図るのではなく、市民の生活

上における適切な交通手段確保を目的としたコミュニティバスの維持を含めた公共交通政策を行ってまいりたいと考えており、財源的には現在策定中の野洲市公共交通計画の中で、コミュニティバスの運営費に関し、一般財源の投入率について一定の枠を設けることも検討しております。

また、コミュニティバスのダイヤ改正等につきましては、市に新たな公共施設が設けられた場合、または廃止になった場合、そして、一定期間において市内の公共交通に関する需要の再点検を行い、その必要に応じて見直しを行う場合等においてのみ行っていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 石川議員。

○7番（石川恵美議員） 再質問をさせていただきます。

ということは、将来、新病院や高等専門学校が開設されたときも、コミュニティバスのダイヤ等の見直しはされるということでしょうか。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） おっしゃっているとおりでございます。その予定になっております。特に新病院につきましては、今、7コースございます。コースが将来6コースになるか、7コースのままなのか、ちょっと不明確なところもありますが、市内を循環するコース、全てを行けるかどうか、その方向で現在検討しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 石川議員。

○7番（石川恵美議員） 本当に難しい課題ではあると思うんですけども、皆さんがやっぱり買物に行きたいときには行く、行きたいところには行くという市民の皆様の喜びとか楽しさというのを確保していくのが野洲市のこれからの課題でもあると思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、3問目に行かせていただきます。環境問題と猫活動について。令和4年6月に、一般質問でペットと共生するまちづくりを質問いたしました。今回は環境問題と絡めて質問をさせていただきます。

野洲市も、近年、空き家が増えてきております。もともと地域猫活動が始まったきっかけは、空き家で大繁殖した猫の鳴き声などの苦情が多数寄せられたことからでした。野良猫は愛玩動物であるため、行政では駆除を行うことができません。

そこで始まったのがTNRの活動でございます。Tというのは捕獲、Nというのは不妊手術、Rは元の場所に戻すという意味を含めて、TNR活動でございます。ボランティアを中心に、住民と協力して取り組んでいます。

この活動はその猫一代の命を全うさせつつ、ふん尿や鳴き声などで苦情も多い野良猫の数を減らしていくためでございます。野良猫の寿命は4年から5年とされており、その間、子どもが生まれるのを防げれば野良猫は自然に減っていくことになります。

そこで質問をさせていただきます。

ここでちょっと謝罪をさせていただきたいんですが、答弁の要求者、経済環境部長と書きましたが、環境経済部長の誤りでございます。失礼いたしました。

問1です。環境衛生の観点からも野良猫がいなくなっしてほしいという声と不幸な猫を減らしたいという声をよく聞きます。目的は一致しているんです。こういった課題について、市の考えをお尋ねします。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、石川議員の1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、市においても飼い主のいない猫、いわゆる野良猫については環境衛生、動物愛護の双方の観点から、その増加は望ましくないものと考えております。その原因として一部の住民による野良猫を含む野生動物に対しまして不適切な餌やりというのが考えられるところでございます。

これに関しましては、市におきまして野洲市生活環境を守り育てる条例第50条第2項に基づき、環境課から現状の確認、そして原因者への指導を行う他、状況や課題に合わせて、解決に向けた相談に応じておるところでございます。

こうした野良猫に関します地域トラブルの解決に向けた取り組みを通じまして、不幸な猫が減少するよう、努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 石川議員。

○7番（石川恵美議員） 問2に行かせていただきます。三上学区、篠原学区、北野学区、中主学区、祇王学区の一部で自治会や活動をしている方から話を聞くと、共通している課題として資金の問題があります。県は補助をしていますが、TNR活動はできるだけ一気にすることが効果的で、県の年2匹までの無償手術は解決策としては有効的だと思えない

のですが、こういった課題についてどう思われますでしょうか。

例えば、避妊去勢をするときに、その自治会に20頭ぐらいいる猫がいるとします。2頭だけを避妊去勢しても、あとの18頭、これが繁殖できるとなると減ることにはならないです。そのことも踏まえてどう思われるか、教えてください。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

今、具体的に事例を挙げてくださいましたように、20頭いる中で2頭に対して行うことが果たして有効かという点もあろうかと思えます。

そもそもこの補助制度につきましては、滋賀県のほうで行っている制度でございまして、正式には「飼い主のいない猫対策にかかる活動補助金」というものでございます。動物の愛護及び管理に関する法律に基づいた滋賀県が所管する事業というところでございます。

よって、この制度設計につきましては滋賀県で判断をされるべきところではございますが、市におきましても地域における課題ということに関して、地域の皆様からお声をいただいたときには県にその旨伝え、こうした現状が発生しているということをしかりとお伝えし、対応していただくよう求めたいというふうに考えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 石川議員。

○7番（石川恵美議員） ぜひ、お願いしたいと思えます。

問3に行かせていただきます。ちょっと話がまた変わってくるんですけども、他市での情報によると、路上で車にひかれるなどして死んだ猫の数は、このTNR活動によって野良猫全体が減っていることが影響していると、TNR活動の拡大も減少の一因と見ているとあります。

ちなみにお伺いしますが、野洲市内で年間に事故で死んだ猫の数とかかった金額を教えてください。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

市内における年間の猫の死骸数並びにそれにかかった金額というところでございます。令和4年度におけます市内の市道及び県道におきまして、死骸処理したうち猫につきましては57頭、要した金額につきましては46万6,400円でございます。

なお、国道、市内を通っております8号線に関しましては、国において直接、対応して

いただいております。その国道における、いわゆる死骸処理数並びに金額につきましては当方として把握はいたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 石川議員。

○7番（石川恵美議員） 再質問をさせていただきます。1匹当たりの単価を教えてください。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

道路上で死骸処理をしていただくに当たりましては、業者のほうに委託させていただいております。こちら、今年度、令和5年度の契約ベースでご説明をさせていただきます。区分といたしまして、24時間対応をさせていただいておりますので、3つの区分に分けて対応させていただいております。

まず、平日でございますが、いわゆる8時半から17時15分の場合のケースですと、6,600円でございます。それ以外、夜間も含んでおります、土日、また年末年始といった対応におきましては1万1,000円。さらに夜間、また土日、年末年始に出たいただいたにもかかわらず、死骸を発見できない場合、こういったケースもごくまれにございます。こうした場合におきましても出動いただいておりますということから、5,500円という金額で単価の契約をしておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 石川議員。

○7番（石川恵美議員） 避妊去勢なんですけれども、平均なんですけれども、雄が1万5,000円ぐらい、雌が2万5,000円ぐらい、上下はかなりあるとは思いますが、血税ではあるとは思いますが、できれば、こういう不幸な猫を減らせるTNR活動を推進していただいて、生きた子たちに有意義に使わせていただくほうが税金としても生きるのかなというふうには感じております。

では、最後の質問になります。問4になります。すぐに結果が見えるものではないです。成果は、でも、必ず出てくると思います。予算配分で環境改善に効果があり、また猫の問題というより、これは人の問題でございます。地域課題として考えることこそが大事だと思いますが、市がどういう目標を持ってやっていくのか、また関係機関とどうつながっていくのかお尋ねします。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご提言のとおり、野良猫に起因する地域トラブルにつきましては、野良猫の問題ではなく、やはり人、また地域コミュニティーの課題であるというふうに考えております。市におきましては生活環境の保全、地域トラブルの減少を目標に滋賀県策定の動物愛護管理推進計画に基づきまして、市の役目と位置づけておられます動物の適正飼育、適正に飼っていただくという観点でございます。こちらの普及啓発など取り組みを進める他、状況や課題内容に応じまして、滋賀県動物保護管理センター等の関係機関と情報共有を行い、各課題に対処していくことで、不幸な猫を減らしていくことができるというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 石川議員。

○7番（石川恵美議員） 市と民間ボランティアが協力して、これからもしっかりと情報交換をして取り組むことが環境面から見ても大事だと思います。また、自治会の中でも猫問題に関して、近隣と付き合いがうまくいかなかったりとか、自治会をおやめになられたりという声もあります。こういったことを解決することで、また自治会が一丸となって、野洲市のために、また市民のためにみんなが楽しくなるような自治会をつくっていただくことを望んでおりますので、これからもどうぞよろしく願いをいたします。

結びになりますが、教育長、7年間、いろんなところから絡ませていただきました。いろんなことを教えていただきました。恩送り、本当に教えていただいたこと、これからもやっていきたいと思っておりますので、見守っていただきますよう、また違う方面からも支援いただきますようお願いをいたします。

また、これで終わられる部長の皆様、同じく長年いろいろとお世話になりました。創政会をはじめ、みんな本当にお世話になったと思います。ありがとうございます。これで締めさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山本 剛） 以上で通告による一般質問は終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明9日から3月21日までの13日間は、各委員会での議案審査のため休会といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、明9日から3月21日までの13日間は、各委員会での議案審査のため、休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。

来る3月22日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。(午前11時10分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和6年3月8日

野洲市議会議長 山本 剛

署名議員 鈴木市朗

署名議員 村田弘行